

居宅介護支援重要事項説明書

1. 居宅介護支援センター富里おたがいさまの概要

(1) 指定事業者番号及びサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援センター富里おたがいさま
所在地	千葉県富里市御料694番地3
介護保険指定事業所番号	居宅介護支援（千葉県指定1274000684号）
サービス提供地域	富里市 成田市

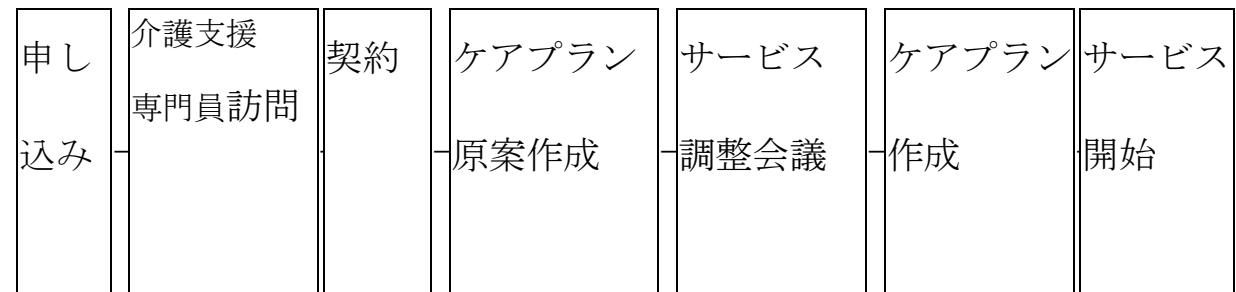
(2) 職員体制

職員の職種	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1名	0名	介護支援・事業全般の管理	1名
介護支援専門員	1名	0名	介護支援	1名

(3) 営業日および営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	9時00分～17時00分＊上記時間以外は電話にて24時間対応
定休日	土曜日・日曜日及び 1月1日～3日

2. 居宅介護支援の申込からサービス提供までの流れと主な内容



3. 利用料金等

要介護認定を受けられた利用者は、保険者から全額納付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。その場合は、全額納付していただきます。その際、サービス提供証明書を発行いたしますので後日住所地の市区町村の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けることができます。料金表別紙参照

4. 支払方法

料金が発生する場合、請求書を翌月15日までに送付しますので、末日までにお支払いください。
なお、お支払い方法は、下記の方法があります。

(1) 現金にて窓口支払

(2) 振込先 銀行名：千葉銀行 多古支店 (普) 3195584

受取名義人：特定非営利活動法人 おたがいさま 理事長 岩井徹二

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。介護支援専門員がご自宅にお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合文書での申し出することにより、いつでも契約を解約することができます。

②事業所の都合でサービス利用契約を終了する場合

人員不足等止むを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。
その場合は、1ヵ月の予告期間をおいて理由を示した文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③サービスの自動終了

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合。
- ・利用者の要介護状態区分が、非該当（自立）及び要支援1・2と認定された場合。
- ・利用者がお亡くなりになった場合。

④その他

利用者及びその家族等が、事業者や事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 当事業所のサービスの特徴

(1) 運営方針

①在宅介護を重視し、利用者自身の立場に立ち、常にその居宅において日常生活を営むことができるよう居宅サービス計画の作成に当たって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業所等の照会を求めるることができます。

②利用者自身によるサービスの選択の重視公正中立な立場で、総合的かつ効率的なサービスの情報や調整を行い、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

③前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護 24%	通所介護 6%	地域密着型通所介護 24%	福祉用具貸与 37%
----------	---------	---------------	------------

④前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与のサービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	訪問介護グレース 50%	千葉酒々井訪問看護 28%	マーガレット 9%
通所介護	ハッスルスマイル富里 44%	多古特別養護老人ホーム 33%	あづみ苑中沢 22%
地域密着型通所介護	デイサービスみさと 40%	デイハウスかめりあ 36%	あきばさん家 18%
福祉用具貸与	チヤフルキョウエイ 48%	パラメディカル 16%	メイカルコ-ボレーション 11%

⑤判定期間（令和4年度）□ 前期（3月1日から8月末日）☑ 後期（9月1日から2月末日）

⑥関係機関との連携の重視

事業の実施にあたっては、利用者の主治医、関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。また、入院時には、利用者の疾患に関する対応を円滑に行うことを目的に、ご本人またはご家族から、当事業所名及び担当介護支援専門員の名称を主治医、関係医療機関に伝えていただきますようお願いいたします。

(2) ハラスメント防止に関する事項

事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、当法人ハラスメント防止規程に基づき必要な措置を講じるものとする。

(3) サービス利用のために

項目	有・無	備考
介護支援専門員の変更	有	
調査（課題把握）の方法	有	
介護支援専門員への研修の実施	有	資質向上・権利擁護・災害対策・感染予防等

(4) 虐待防止に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、

介護支援専門員に周知徹底を図る。

② 虐待の防止のための指針を整備する。

③ 介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(5) 感染症予防、まん延防止の対策、健康管理

事業所は、必要な設備・備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意し職員の健康診断や清潔の保持及び健康状態について必要な管理・指導を行う。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を年1回以上実施する。

(6) 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(7) その他の運営についての留意点

事業所は、より効果的で安全な業務の実施、改善に向け、通信機器や機能を用いた会議、研修等ICTの導入に積極的に取組むものとする。

2 介護支援専門員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

7. サービスの内容に関する相談、苦情

(1) 事業所が提供するサービスについてのご相談・苦情を承ります。

相談窓口：管理者 堀越広喜

苦情窓口：理事長 岩井徹二

電話／時間 0476-92-9501 / 9時00分から17時00分まで

(2) 事業所以外に、市町村の窓口・千葉県国民健康保険団体連合会でも相談・苦情等受付けます。

市町村名 富里市 担当課：健康福祉部高齢者福祉課（電話：0476-93-4980）

8. 損害賠償保険加入状況

(1) 居宅介護支援事業補償

(2) 补償（保険金）内容

① 対人賠償 ④ 人権侵害

② 対物賠償 ⑤ 初期対応費用

③ 受託・管理財物補償 ⑥ 見舞費用

9. 当法人の概要

【名称・法人種別】特定非営利活動法人おたがいさま 【代表者役職・氏名】理事長 岩井徹二

所在地／電話番号 千葉県富里市御料694番地3 / 0476-92-9501

定款の目的に定めた事業 ① 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

② 小規模多機能型居宅介護（地域密着型サービス）

③ 居宅介護支援サービス

④ 成年後見制度

⑤ 認知症対応型通所介護（地域密着型サービス）

⑥ 介護予防サービス

⑦ 介護士養成研修（介護員）

令和 年 月 日

居宅介護支援センターの提供開始にあたり、利用者にたいして契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

<所在地> 千葉県富里市御料694番地3

<名称> 特定非営利活動法人 おたがいさま

居宅介護支援センター富里おたがいさま

<説明者> 堀越広喜 印

私は本書面により、事業者から居宅介護支援センターおたがいさまについての重要な事項の説明を受けました。

利用者

<住所>

<氏名> 印

代理人

<住所>

<氏名> 印 続柄

基本部分				
居宅介護支援費(ひと月につき)	居宅介護支援費(Ⅰ)	(一) 居宅介護支援費(i)	要介護1・2 要介護3・4・5	1086単位 1411単位
		(二) 居宅介護支援費(ii)	要介護1・2 要介護3・4・5	544単位 704単位
		(三) 居宅介護支援費(iii)	要介護1・2 要介護3・4・5	326単位 422単位
		(一) 居宅介護支援費(i)	要介護1・2 要介護3・4・5	1086単位 1411単位
		(二) 居宅介護支援費(ii)	要介護1・2 要介護3・4・5	527単位 683単位
	居宅介護支援費(Ⅱ)	(三) 居宅介護支援費(iii)	要介護1・2 要介護3・4・5	316単位 410単位
		(一) 居宅介護支援費(i)	要介護1・2 要介護3・4・5	1086単位 1411単位
		(二) 居宅介護支援費(ii)	要介護1・2 要介護3・4・5	527単位 683単位
		(三) 居宅介護支援費(iii)	要介護1・2 要介護3・4・5	316単位 410単位
		(一) 居宅介護支援費(i)	要介護1・2 要介護3・4・5	1086単位 1411単位
加算項目				
初回加算				300単位
特定事業所加算	特定事業所加算(Ⅰ)			519単位
	特定事業所加算(Ⅱ)			421単位
	特定事業所加算(Ⅲ)			323単位
	特定事業所加算(A)			114単位
特定事業所医療介護連携加算				125単位
入院時情報連携加算	入院時情報連携加算(Ⅰ)			250単位
	入院時情報連携加算(Ⅱ)			200単位
退院・退所加算	(1) 退院・退所加算(Ⅰ)イ			450単位
	(2) 退院・退所加算(Ⅰ)ロ			600単位
	(3) 退院・退所加算(Ⅱ)イ			600単位
	(4) 退院・退所加算(Ⅱ)ロ			750単位
	(5) 退院・退所加算(Ⅲ)			900単位
通院時情報連携加算				50単位
緊急時等居宅カンファレンス加算				200単位
ターミナルマネジメント加算	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上在宅訪問等を行った場合			400単位

地域区分 富里市7級地(10.21円)

令和6年4月1日現在